

川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則の一部改正に伴うパブリックコメント等の実施結果について

1 概要

川崎市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、「川崎市福祉のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を定めています。また、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」（以下「施行規則」という。）を定めています。

条例及び施行規則では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（以下「政令」という。）に基づく建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）より高い水準の基準を定めています。

この度、政令の一部改正により、車椅子使用者が円滑に利用することができる便所の設置数等に関する基準が強化され、条例及び施行規則の基準を上回る箇所が生じたため、政令の一部改正に伴い、条例及び施行規則の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通（意見総数16件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則の一部改正(案)への意見募集について
意見の募集期間	令和6年11月26日(火) から 令和6年12月25日(水)まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
意見の周知方法	・川崎市ホームページ ・各区役所市政資料コーナー ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階） ・市政だより ・まちづくり局指導部建築管理課（川崎市役所本庁舎18階）
結果の公表方法	・川崎市ホームページ ・各区役所市政資料コーナー ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階） ・まちづくり局指導部建築管理課（川崎市役所本庁舎18階）

3 結果の概要

意見提出数（意見総数）	3 通（16 件）
電子メール	3 通（16 件）
ファクス	0 通（0 件）
郵送	0 通（0 件）
持参	0 通（0 件）

4 案に関するパブリックコメントの実施結果

（1）実施結果

ア 実施期間：令和6年11月26日（火）～令和6年12月25日（水）【30日間】

イ 意見総数：3通 16件

ウ 意見の対応区分：

	項目	A	B	C	D	E	計
1	条例及び施行規則全般について				3	1	4
2	整備基準の見直しについて		1	8	1		10
3	その他					2	2
	合計		1	8	4	3	16

【対応区分】 A：意見を踏まえ反映したもの B：意見の趣旨が案に沿ったもの C：今後の参考とするもの D：案に対する質問・要望で案の内容を説明するもの E：その他

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

条例及び施行規則全般に関する意見や、各整備基準への質疑及び意見などが寄せられました。

イ 本市の対応

いただいた御意見につきましては、今後予定している「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」（以下「整備マニュアル」という。）の改定等の参考とさせていただくこととし、条例及び施行規則については当初お示しした内容に沿って改正に向けた手続きを進めていきます。

1 条例及び施行規則全般について（4件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
1	国と同様の改正ではなく、条例でさらに障害者や高齢者に手厚い内容にしてもよいと思う。国の改正以外の部分の条例については、今回や今後も改正しないのか。社会情勢はすごいスピードで変化しており、それに対応できているのか確認が必要。	今回の条例及び施行規則の改正は、遅滞なく政令改正に対応するために改正するものです。 なお、本市の条例及び施行規則については、規制対象建築物の拡大や規制項目の追加により、全体として高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）より厳しい基準となっております。 また、条例及び施行規則の改正による基準の強化につきましては、建築主等に負担を強いることとなることから、バリアフリー化に関する基準の必要性を慎重に検討する必要があり、社会情勢やバリアフリー基準をめぐる動向等を注視しながら適切に確認し、対応してまいります。	D

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
2	民間施設へどのように広げていくのか。 広報を積極的にしないと認識されないと思う。	民間施設を含め市内で一定規模の建物を建てる際には建築確認申請や条例の届出が必要になることから、その時点で建物所有者等の方々には認識が図られるものと考えております。また、市ホームページや窓口等で御案内することにより、一般の方々へ広くの周知を行っているところではございますが、今回改正した内容につきましても、市ホームページや窓口等での周知に加え、業界団体等を通じて設計者へ周知するなど広報を積極的に行ってまいります。	E
3	条例に違反した場合の罰則はあるのか。罰則がないと設置が進まないと思う。	バリアフリー法に基づく規定に違反している場合は、バリアフリー法に基づき、是正するよう命令を行い、これに従わない場合は罰則の規定が適用されます。また、バリアフリー法に基づかない条例上の規定に違反している場合について、条例において罰則は設けておりませんが、事前協議や検査の際に、基準適合に向けた技術指導や誘導を引き続き行ってまいります。	D
4	既存不適格の建築物に関する対応は。	既存不適格の建築物につきましては、基準適合義務はございませんが、増築等の機会を捉えて、基準への適合が図られるよう、引き続き技術指導や誘導を行ってまいります。	D

2 整備基準の見直しについて（10件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
5	<u>車椅子使用者用駐車施設について、車椅子で移動する障害児者は、体格が大きくなると車椅子ごと自動車後部から乗車する必要があることから後部に空間のある駐車スペースを最低2箇所、設けるようにしてほしい。</u>	<u>車椅子使用者用駐車施設の設置台数につきまして、これまで</u> <u>は建築物に1箇所以上設けるという基準でしたが、今回の政令</u> <u>改正により、駐車台数に応じて定められた数以上設置しなければ</u> <u>ならないとされたことから、これまで以上に設置が進むもの</u> <u>と考えております。</u> <u>駐車スペースの後部空間につきましては、整備マニュアルの</u> <u>駐車場の整備例の中で、奥行きと後部の乗降スペースに配慮す</u> <u>るようお示ししており、今後もバリアフリー基準をめぐる動向</u> <u>等を注視し、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、適切な基準等</u> <u>の整備に向けて引き続き検討を行うとともに、設置に向けた誘</u> <u>導を行ってまいります。</u>	D
6 - 1	市の公共施設・商業施設・娯楽施設（多くの人が集まる・利用する）等に車椅子使用者に対応できる便所が設置できるよう整備マニュアルの基準を次のことに配慮して改正し、障害児者がより安心して外出できるようにしてほしい。 （1）車椅子使用者用便房の大きさについて200cm以上×300cm以上とする。	整備マニュアルにつきましては、条例及び施行規則に定める整備基準、望ましい水準等をわかりやすく解説しているものでございます。 いただいた御意見は、今後予定している整備マニュアルの改定に係る検討において参考とさせていただきます。 車椅子使用者用便房の幅及び奥行きについては、施行規則において、「それぞれ200cm以上とすること。」としているところでございますが、今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、いただいた御意見の趣旨を踏まえ適切な基準等の整備に向けて引き続き検討を行ってまいります。	C

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
6 - 2	（２）車椅子使用者用便房の大きさについて車椅子使用者が余裕をもって転回できるよう、径１５０ｃｍ以上の内接円以上となっているところを径２００ｃｍ以上とする。	車椅子使用者用便房の大きさについては、整備マニュアルに床面積２，０００㎡以上の建築物の場合、車椅子使用者が３６０度回転できるスペースとして、径１８０ｃｍ以上の円が内接できるスペースを確保することが標準であるとお示ししているところでございます。 今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、いただいた御意見の趣旨を踏まえ適切な基準等の整備に向けて引き続き検討を行ってまいります。	C
6 - 3	（３）車椅子使用者用便房に設置するベッドは介護（大人）用ベッド（幅６０～９０ｃｍ×１６０ｃｍ～１８０ｃｍ）とする。衛生面からベッドに頭部側を示す印をつける。	介助用大型ベッドの設置につきましては、整備マニュアルにおいて望ましい水準として位置付けており、事前協議の際に、技術指導や誘導を行っておりますが、今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、関係団体や施設管理者等へ丁寧に意見聴取を行いながら、介助用大型ベッドについて検討を進めてまいります。	C
6 - 4	（４）車椅子の方の手洗いに取り付け鏡に角度をつける。	車椅子使用者用便房の洗面器に設置する鏡に傾斜をつけることにつきましては、国土交通省作成の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、「傾斜式鏡は主に車椅子使用者を想定して開発されたものであるが、近年車椅子使用者の座高が多様化し使用しにくい。洗面所の鏡は傾けず、設置高さを下げることでだれにでも利用できるようにする。」と記載されており、本市としても参考にしております。 また、整備マニュアルにおいて、「鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から１００ｃｍ以上の高さとする。」ことを望ましい水準として記載しているところであり、今後も望ましい水準への適合が図られるよう、引き続き技術指導や誘導を行ってまいります。	C

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
6 - 5	（５）洗面の高さが少し高いので、車椅子目線に合わせる。	車椅子使用者用便房に設ける洗面器につきましては、施行規則において、「高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること」としており、洗面器の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保するため、整備マニュアルにおいて、車椅子使用者が利用しやすい洗面器は洗面器下端が 65 c m 程度であることをお示しているところでございます。 今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、いただいた御意見の趣旨を踏まえ適切な基準等の整備に向けて引き続き検討を行ってまいります。	C
6 - 6	（６）車椅子使用者用便房の扉の手前に排水溝を設ける。	車椅子使用者用便房に設ける出入口の戸の構造につきましては、整備基準の解説として、原則として引き戸とすること、段差のある敷居や溝は設けないこと等とお示ししており、排水溝の設置については記載がございませんが、今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、いただいた御意見の趣旨を踏まえ適切な基準等の整備に向けて引き続き検討を行ってまいります。	C
6 - 7	（７）車椅子使用者用便房に体格の大きな利用者がベッドから便座への移動をスムーズにするための介護用リフト付きベッドを設ける。	車椅子使用者用便房への介護用リフトの設置につきまして、現在製品化されている介護用リフトは、施設管理者の適切な管理のもと、訓練を積んだ介助者が操作することを前提とした福祉用具であり、不特定多数の方が利用される施設のトイレに設置することは、安全性の確保の観点から困難ではございますが、今後も引き続き関係局区で連携し、福祉製品の開発動向等を注視してまいります。	C

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
6 - 8	(8) 「ベビーカーと一緒に入れるトイレ」を設置する。	乳幼児を同伴する者が利用するトイレの設置につきましては、整備マニュアルにおいて、「ベビーカーと共に入ることが可能なゆとりのある広さとする。」ことを望ましい水準として記載しているところでございますが、今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、いただいた御意見の趣旨を踏まえ適切な基準等の整備に向けて引き続き検討を行ってまいります。	C
7	<u>トイレの数について、ホールや会議室など一斉に多数の障害者や高齢者が利用する可能性のある施設などは、施設の広さのみでトイレの数を決めるのではなく、施設の用途も考慮して決めてほしい。</u>	<u>バリアフリー法ではバリアフリー化が特に必要な用途を規定し、その用途に供する2,000㎡以上の建築物について、バリアフリー基準に適合させなければならないとされておりますが、本市では、バリアフリー法に基づく委任規定において、集会場の基準適合義務の対象規模を500㎡以上にするなど、基準に適合させなければならない建築物について、施設の用途を考慮した上で対象規模の引き下げを行っているところでございます。</u> <u>地方自治法に基づく自主規定につきましても、施設の用途ごとに基準適合義務の対象となる面積を規定しているところでございます。</u> <u>引き続き、「便所・便房の設計においては、施設用途や規模のほか、多様な利用者を十分に想定し、必要な設備、便房数、面積等」の検討や確保が重要であることを記載している国の建築設計標準及び整備マニュアルについて、周知を行うなど、施設利用者や用途に応じたバリアフリー化を誘導してまいります。</u>	B

3 その他（2件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
8	整備された富士見公園の3箇所の便所の何処にもベッドが設置されていない。重度障害児者は、安心して公園を散策、遊戯できない。いずれか1箇所を改修していただきたい。 便所を新設、改築する際、必ず設計段階から当事者団体の意見を聞き、進めるようにしてほしい。	富士見公園における介助用大型ベッドの設置につきましては、今後パークセンター内の車椅子使用者用便房内に設置することを検討しております。また、介助用大型ベッドを設置するまでの期間については、代替措置として、救護室のベッドの利用を考えております。 不特定かつ多数の者が利用する公共施設等の便所を整備する際は、設計段階から、必要に応じて当事者団体等の御意見をお伺いしながら検討するよう、施設管理者等に周知してまいります。	E
9	旧労働会館が改修されているが、1階に介護用ベッドを備えた「多目的トイレ」、「ベビーカーと一緒に入れる個室トイレ」を設けてほしい。	労働会館の改修につきましては、ベビーカーと共に入ることができる大きさを有する、介助用大型ベッドを備えた車椅子使用者用便房（多目的トイレ）を1階に2箇所、2階から5階に各1箇所整備する計画となっております。	E

参考 「川崎市バリアフリーまちづくり連絡調整会議」での意見

本市では、バリアフリーのまちづくりの推進や福祉のまちづくり条例等に関することについて協議を行う場として、学識者・障害者団体の代表等で構成される「川崎市バリアフリーまちづくり連絡調整会議」を設置しております。

今回の条例及び施行規則の一部改正について連絡調整会議において説明し、御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

(1) 概要

- ア 実施日：令和6年11月26日（火）
- イ 意見総数：8件
- ウ 意見の対応区分：

	項目	A	B	C	D	E	計
1	条例及び施行規則全般について				2		2
2	整備基準の見直しについて		2				2
3	その他					4	4
	合計		2		2	4	8

【対応区分】 A：意見を踏まえ反映したもの B：意見の趣旨が案に沿ったもの C：今後の参考とするもの D：案に対する質問・要望で案の内容を説明するもの E：その他

(2) 主な意見と本市の対応

1 条例及び施行規則全般について（2件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
1	特定建築物のうち、市の条例で特別特定建築物としているものとしていないものがあるがなぜか。	バリアフリー法では施設のバリアフリー化を促進する必要があるものとして、物販店や飲食店など不特定多数の者が利用するものなどを特別特定建築物として定めております。条例では、公共性が高いものとして学校、社会福祉施設、運動施設を特別特定建築物として追加するとともに、高齢化社会の到来などにより高齢者、障害者等の利用に配慮した住宅ストックの形成を図るため共同住宅を追加しています。	D
2	条例施行が6月になっている理由は。	今回の条例及び施行規則の改正は、政令改正に対応するための改正であり、政令改正の施行日が令和7年6月1日であるため、政令と同様の施行日としています。	D

2 整備基準の見直しについて（2件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
3	原則、各階に1箇所以上の不特定多数利用便所の床の表面を滑りにくい材料で仕上げること、原則、各階に1箇所以上の車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とすることという基準となっているが、整備する際には、 <u>任意で整備したものも含めて、それらの基準が適用されるよう条例を改正すべき。</u>	<u>条例では、不特定多数利用便所の床の表面を滑りにくい材料で仕上げることや車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅を規定しておりますが、任意で設置した不特定多数利用便所、車椅子使用者用便房についても、本市が既に定めている出入口の幅等に関する基準が適用されるよう条例の改正を行うものです。</u>	B
4	政令と同様に条例についても、各階の床面積が10,000㎡以上の大規模階の場合には、各階1箇所以上ではなく、設置を求めるトイレの数を増やすべき。	条例及び施行規則につきましても、政令と同様に、10,000㎡を超える大規模階等の場合には、各階1箇所以上ではなく、面積の区分に応じて定められた数以上の便所及び便房について、基準が適用されるよう改正を行うものです。	B

3 その他（4件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
5	車椅子使用者用駐車施設の台数が増えるのはよいが、一般の方が車椅子使用者用駐車施設に駐車してしまうという課題があるため、対応をしてほしい。 11月1日から神奈川県でパーキングパーミットが開始されたが、川崎市の対応状況は。	本市でも、駐車区画の適正利用が行われるよう「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度実施要綱」に基づき、障害のある方等の移動に配慮が必要な方に対し、利用証の発行を行うとともに、市ホームページにおいて駐車区画の適正利用に関する制度の周知等を行っているところでございます。	E
6	中原区の総合自治会館の駐車場には、車椅子使用者用駐車施設が1台分しかない。1つの建物に対する駐車場の基準ということだと思うが、複合施設や、他の施設の利用者がいる場合でも同じ考えなのか。複合施設の場合は、車椅子使用者用駐車施設を増やしてほしい。	バリアフリー法や条例では、今回の改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置台数は、駐車場全体の台数に係数を乗じた台数の設置を求めることとなります。複合施設としての設置数の規定はございませんが、複合施設の場合は、基準適合義務のある施設ごとの駐車台数を合算した値を基に必要設置台数を算定することとなります。 車椅子使用者用駐車施設の設置台数につきまして、これまでは建築物に1箇所以上設けるという基準でございましたが、今回の政令改正により、駐車台数に応じて定められた数以上設置しなければならないとされたことから、複合施設も含めこれまで以上に設置が進むものと考えております。	E
7	総合自治会館で福祉イベントをする際には、優先的に障害者対応の駐車場を使用できるなどの制度もあった方がいい。 イベント等を実施する際に「駐車場スペースがないから参加を諦める」という声が聞こえてくるのは残念。	川崎市総合自治会館は民間の建築物の一部分を区分所有しているものであり、障害者対応の駐車場につきましては共用部として当該建築物全体で管理されておりますことから、特定の区分所有部分の利用者において優先的に利用できるようにすることは難しいものと考えておりますが、いただいた御意見について、当該管理会社に対して、情報共有をさせていただき、協議をしてまいります。	E

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
8	<u>介助用大型ベッドをよく使う駅などに設置して欲しい。とても困っている。</u>	<u>介助用大型ベッドの設置につきましては、法令上設置の義務付けがなく、条例及び施行規則においても義務付けてはおりませんが、整備マニュアルにおいて望ましい水準として位置付けており、事前協議の際に、技術指導や誘導を行っております。今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、鉄道事業者も含め、関係団体や施設管理者等へ丁寧に意見聴取を行いながら、介助用大型ベッドについて検討を進めてまいります。</u>	E